

構造改革特区に関する有識者会議によるヒアリング  
議事概要

一般廃棄物の溶融スラグの自治体間流通と利用の特例（環境省）

1. 日時 平成 17 年 5 月 20 日（金）11:15～11:45
2. 場所 内閣官房構造改革推進特区室 7 階会議室
3. 出席者  
（委員）山田委員、市川委員  
（所管省庁）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 由田課長、随行者  
（事務局）檜木参事官、宮地参事官、藤澤参事官、滑川室長、永田補佐ほか
4. 議事経過  
事務局からの説明（規制の特例事項の内容、論点など）と、所管官庁からの説明（制度の概要など）がなされた後、以下のような質疑応答が行われた。  
  
（山田委員）「市町村が溶融固化した目標規準適合溶融固化物を」とは、基準値を満たす溶融スラグと理解してよいか。  
（由田課長）その通りである。  
（山田委員）今回は、空洞に溶融スラグを埋めるという問題と再利用という2つの問題がある。大谷石を採った空間の埋め立てについては特区でやっているのか。  
（永田補佐）今回の提案は、埋め立てとは別の話で、溶融スラグを自治体間で流通できるかどうか、ということである。  
（檜木参事官）また、公共工事で利用できるかどうかということである。  
（山田委員）一般廃棄物については自治体が自己完結で処理する責任がある。高熱処理したスラグは、ダイオキシンの問題は無いと思うが、重金属の問題がある。スラグの場合、環境省が重金属の検査をやることはあるのか。  
（由田課長）市町村自らが責任を持てる範囲で、集積をした上で使う場合は、あるレベルに到達したのではないかと考えている。もともと有価物では無いが、それが使えるということならば、流通していくはずだ。今回の問題も含め、流通していかないものをリサイクルしたいので根本ルールから外れたい、という話しはたくさんあった。豊島での問題も、もともとはこのようなことから起こった。豊島では、現場の業者は汚泥をリサイクルするとか、シュレッダーダストから使えるものを取り出してリサイクルする、ということから問題が発生した。近年の多くの問題も、廃棄物であるのにリサイクルするということから起こっている。排出者が自ら責任を持ってリサイクルするという段階では信用してもいいのかもしれないが、

誰かの手に渡ったときに、それは有価物ではないので捨てた方が得、ということになりやすい。しかし、少しでも使えないか、という要望が出てきているので、われわれとしてデータを蓄積し、スラグの基準を定めた上で、この通知を出した。他の廃棄物であっても、売買できる状態であれば、他の自治体での利用は今でも可能である。

( 檜木参事官 ) 特区制度は、自治体が計画をつくり、自治体が責任を持って行うものである。その前提でもダメなのか、ということで考えて頂きたい。一般論として問題は承知しているが、場合によっては、自治体は代替措置を作って努力をする。このような前提でも、自治体間流用は認められないのか。

( 由田課長 ) 廃掃法の観点から見ると、市町村間の責任の移転ができないか、ということになるのだろうと思う。この点に関しては、特区を設ける、設けないに関わらず、実体論と制度論がある。実体論としてはキンキクリンセンターの事件があった。この事件では、さまざまな焼却灰が焼却炉からでて来て残渣が問題となった。責任の移転が問われて、敦賀市の責任ではないのかという議論もあったが、元の業者の責任となった。措置命令をかけたのは敦賀市であるが、措置命令を出すと、代執行は市が行うことになる。市長からすれば、市は被害者であるのに、なぜそのようなことを行わなければならないのか、と問題になった。一方、制度論としては、地方自治法で事務の委託ができることになっているので、その範囲で、責任を移転して一部事務組合や協議会を作ったりすることで可能だとは思う。しかし、全体ではなく、パーツだけに限って委託した場合、受託した市町村で責任を自覚できるかどうか疑問である。制度上は可能であるので、特区制度に関わらず実現可能である。

( 檜木参事官 ) 株式会社の農業参入についても、株式会社が参入すると、すぐに手渡したり、遊休農地に産業廃棄物を捨てかねない、という懸念があった。しかし、契約の内容を特区の中で決め、市町村と事業者がきちんとした契約を作ることで参入が認められた。懸念されていることは、特区で契約を定めれば解決するのではないのか。

( 由田課長 ) 特区に関係なく、今でもできる話だ。

( 檜木参事官 ) どのように法的に担保するのか。

( 由田課長 ) 法的担保とは関係なく、できる。どこまで廃棄物の処分の行為を委託するか、という話しである。売却しない限りは処分に相当するので、例えば、A市で発生した廃棄物をA市の道路に使うことはできる。これをB市で実行しようとする、この通知とは関係なく、地方自治法上の事務委託を行えば可能と考える。ただし、一般廃棄物の処理の責任は非常に重く、B市で行うことについても、何か問題があれば、最終的に元のA市の責任が問題となるかもしれない。その点を懸念して、B市が躊躇する可能性がある。なぜ実体論で進まないのか、ということについて、

私たちは余計なことを言っているのかもしれない。しかし、市町村は廃棄物の処分についてかなり苦労しているので、いい話があると逃げたいと思うこと多いのだが、結局、最後でもっと大きな問題になってしまう可能性が高い、ということは申し上げたい。

( 檜木参事官 ) 環境省は、A市で出た溶融スラグを事務委託でB市の公共工事に使うことはできる、と考えているのか。

( 由田課長 ) 処分の責任が移転していれば、可能と考える。

( 檜木参事官 ) では、なぜこれまでの回答でそれを示していないのか。

( 由田課長 ) A市がやっている処分をB市に委託することは今でもやっていることだ。

( 山田委員 ) 公共建設工事の用途に使われる用材は、廃棄物になるのか、それとも製品になるのか。

( 由田課長 ) 売却できれば、製品となる。その場合は、廃棄物ではなくなる。廃棄物は、売却できずに、捨てた方が得というものであり、ぞんざいに扱われやすく、環境問題を引き起こしやすい。

( 宮地参事官 ) 環境省の回答は、現状不可となっているが、地方自治法上の事務委託について二者間で合意が取ればできる、ということか。

( 由田課長 ) 処分全体という責任が持てる範囲が移転していなければ、難しいかもしれない。ある部分だけでは難しい。

( 宮地参事官 ) それは、地方自治法の事務委託の解釈について、環境省として疑問を持っているのか。それとも環境省所管の法律の中で疑問を持っているのか。

( 由田課長 ) 環境省所管の法律の中である。事務委託は一般的にはできる。処分全体の委託は実施している場合がある。

( 宮地参事官 ) ごみの処分だけを事務委託することはできるのか。スラグだけの処分はいいのか。

( 由田課長 ) 受け手側が責任をもてるかどうか次第だ。

( 宮地参事官 ) それはごみでも同じことではないのか。

( 市川委員 ) 責任を持てるかどうかは誰が判断するのか。それが法律上はどのように担保されているのか。

( 檜木参事官 ) 今の話しは、廃棄物の処理の話である。環境省は、廃棄物の処分であるなら事務委託でできると言っているが、この提案者は廃棄物の処分に該当するものではない、と言っている。「処分であれば事務委託できる」という回答では回答になっていない。

( 宮地参事官 ) 文章で論点を整理する必要がある。

( 由田課長 ) 論点を絞っていただきたい。初めに聞いていた流れと異なる内容が論点となっている。

( 市川委員 ) もう一点、聞いておきたい。廃棄物である場合と有価である場合の違いとは、

価格がついているかどうかだけの違いなのか。

(由田課長) 廃棄物の定義については、最高裁の判決が出ており、総合判断説に立つことになっている。折衷説と言われる場合もある。ベースとなっているのは、有価で売却されないことによって、不要物になるものである。廃棄物処理法には、不要物または汚物と書かれている。では、「不要物とは何か」という議論がかつて大に行われ、通達が出されて何度も裁判になっており、最高裁の判決をもって確定した。その後も、もう一度定義を行うべきだということで、中央環境審議会でも2年間議論が行われ、今の定義で収まった。これは折衷説ではあるが、基本は、有価で売却されないことによって廃棄物となったものである。客観的に売却されなく、主観的に有用だと思っている場合も加わることになっている。

(市川委員) 買い手が極めてゼロに近い価格をつけている場合はどうなるのか。どういう価格がつけば有価であり、どういう場合は有価でなくなるのか。

(由田課長) 境目はゼロかどうか、ということである。しかし、多くの事件は、この点を逃れるために、少しだけ価格がついているように見せかけるために色々な操作を行う。これが脱法行為に当たる。

(市川委員) 操作しないで本当に払っていけば良いのか。

(由田課長) 正確には、その通りである。

(市川委員) 性悪説に立てば問題はあろうが、性善説に立てば、価格がついていけば、良いことになる。

(山田委員) 論点を再度整理する必要がある。

(宮地参事官) ペーパーでやり取りをした結果を見て議論したい。

以上

(文責 構造改革特区推進室 速報のため事後修正の可能性あり)

構造改革特区に関する有識者会議によるヒアリング  
議事概要

再生利用認定制度に関する規制緩和（環境省）  
対象廃棄物の拡大（溶融処理に伴う飛灰） 対象品目基準の緩和（廃プラスチック）

1. 日時 平成 17 年 5 月 20 日（金）11:55～12:15

2. 場所 内閣官房構造改革推進特区室 7 階会議室

3. 出席者

（委員）山田委員、市川委員

（所管省庁）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 森谷課長、随行者

（事務局）檜木参事官、宮地参事官、藤澤参事官、滑川室長、永田補佐ほか

4. 議事経過

事務局からの説明（規制の特例事項の内容、論点など）と、所管官庁からの説明（制度の概要など）がなされた後、以下のような質疑応答が行われた。

（山田委員）廃プラスチック利用のアスファルト製品のダイオキシンの濃度は、1 m<sup>3</sup>あたり 0.1 ナノグラム以下でないかということか。

（森谷課長）資料の P7 の九に書かれている通り、再生時の再生施設から大気中に放出される排ガス中にダイオキシンがあるとした場合、1 m<sup>3</sup>あたり 0.1 ナノグラム以下であることが必要である。製品からの溶出ということではない。

（山田委員）道路をアスファルト化する場合、2 分の 1 以上は再利用のモノを利用することが義務付けられているが、再利用するとコスト的には高くなる。ただ、自治体は再利用モノを使うことを義務づけられているので、問題は、ダイオキシンが基準以下になるかどうかを提案者が立証できればいい、ということではないか。ビニールなどは塩素化合物なので、問題はない。

（森谷課長）アスファルト改質材自体が、すでに市場に出回っている商品であることはインターネット上の情報等で確認している。このため、ダイオキシンの発生など品質の他に価格の点などが問題となり、作られたものが確実に使われているかどうかを見なければならぬ。公共で義務的に使うということであれば、それも考慮すべき事情であり、福井県から話しを聞きたい。

（山田委員）ダイオキシンの心配の無いガラスの破片が入ったアスファルトは大変多く使われている。これからは、分別して資源化して廃棄物を減量化し、再利用していくことが重要である。しかし、再生しても利用が無ければ意味が無いので、再利用させる仕組みが大切だ。ダイオキシンが飛散することがないようにできれば、何も問題はないように思う。

- (森谷課長) 改質材はアスファルトの中に添加されるわけなので、出来上がった道路のアスファルトから有害物質が出ないかどうかを見なければならぬ。例えば、出来上がった製品から有害物質が水に溶け出して公共用水域に問題を起こすことになるなら、製品としては不適である、と考えている。それだけでなく、ポリエチレンを改質材に変える処理過程でダイオキシンが出ないのかも見る必要がある。
- (山田委員) 燃やす段階や溶融する段階では、環境省で規制していて、ダイオキシン対策は、規制改正の度に厳しくなっている。処理の段階では問題ないのではないかと。処理段階で問題のある施設は、認められていない。
- (森谷課長) 私たちは、現段階で提案事業が不適切な施設だと断定するつもりはないし、事業者の方には、ダイオキシンについてはどうなるのかと問いかけており、資料の提出を待っている段階である。今は中立的な立場である。
- (山田委員) 説明の中では、800 以下で分解しているとあったが、800 というのは、ダイオキシンが出やすい危険な温度である。それより高くなければいけない、というのが厚生労働省の指導なので、この点は提案者が具体的に示さなければならぬのではないかと。
- (永田補佐) 福井県では今測定を実施しており、今月中に結果を出したいと言っている。
- (市川委員) ポイントは3つあって、1つ目は製造過程における問題、2つ目は製品における有害物の問題であり、これらは技術的に検証が可能だ。一番難しいのは、3つ目のポイントとして、売れるかどうかの基準だ。その判定は、県が公共事業等において買うということによって担保するのか、それとも別の判定基準があるのか。
- (森谷課長) 県が積極的に使うかどうか、一つの回答にはなると思う。効率よく生産できて、他の製品に比べて市場で受け入れられるならば、良い。
- (市川委員) 計画があり、製品として出てくる前に特区とするかどうかを判断しなければならないという時に、市場で売れるかどうかを判断するのは、誰か。
- (森谷課長) 売れるかどうかの見込みは、再生利用認定の一基準として、環境省が行う。
- (市川委員) 見込みは当たるのか。
- (森谷課長) 慎重な考えになると、売れるという見込みを立てるのは非常に困難ではあるが。
- (市川委員) そこは大きな問題になる。売れるかどうかを環境省は判断できるのか。
- (檜木参事官) その点は触れられないのではないかと。環境省としては、どちらかと言えば安全面を見たいのではないかと。
- (森谷課長) いい加減な製品ができて市場で受け入れられないと困るので、一定の認識を持って判断したい。
- (檜木参事官) 売れなければ、やらないだけの話しだ。作れば作るほど問題があるモノならともかく、そうでないなら、作るのにコストがかかっているから、売れなければ事業者がやめればよいだけである。

(山田委員) 再利用するモノは高いが、公共団体は高くても使わなければならない。今の技術で民間市場まで出回るほど競争力のあるモノができれば良いが、現実にはそこまではっていない。

(市川委員) 福井県が事業者と一体となって、きちんとしたプログラムとして示せば、特例措置として前向きに検討するということが。

(森谷課長) 環境省は中立的な立場で考えている。

(山田委員) 福井県からの資料提出を待って、また議論したい。再利用は大切なことなので、環境省も前向きに検討して頂きたい。

以上

(文責 構造改革特区推進室 速報のため事後修正の可能性あり)

構造改革特区に関する有識者会議によるヒアリング  
議事概要

「企業内転勤」在留資格要件の緩和  
外国人技術者の在留資格要件の緩和等在留資格要件の緩和  
外国人に対する「教授」在留資格要件の緩和

1. 日時 平成 17 年 5 月 20 日（火）13:00～14:00

2. 場所 内閣官房構造改革推進特区室 7 階会議室

3. 出席者

（委員）市川委員、薬師寺委員、山田委員

（所管省庁）法務省入国管理局企画官室 山中企画官

入国管理局入国在留課 塚原専門官、ほか

（事務局）滑川室長、御園副室長、檜木参事官、宮地参事官、藤澤参事官、ほか

4. 議事経過

事務局からの説明（規制の特例事項の内容、論点など）と、所管官庁からの説明（制度の概要など）がなされた後、以下のような質疑応答が行われた。

「企業内転勤」在留資格要件の緩和

（市川委員）企業内転勤在留資格要件の緩和については、「地方公共団体が外国企業に対して支店等の施設を提供する場合」とあるが、「施設を提供する場合」の意味をもう少し詳しく説明いただきたい。その要件となるものはなにか。

（山中企画官）普通の外国企業であれば事前に市場調査などをした上で、立地場所や入居ビルを捜して事務所の契約をする訳だが、この場合の施設提供の意味は、例えば、公共施設の「このビルのこの場所をあなたの企業に提供する」と地方自治体が確約した場合に、施設が提供されたということになる。

（市川委員）公共施設というのは、例えばこの場合は横浜市が保有する施設ということか。必ずしもそうでなくても良いのか。

（塚原専門官）運用上、民間の場合にどうなるかということ、賃貸契約や法人登記など、なんらかの施設を確保しているか否かを示す資料の提供を求めている。

（檜木参事官）今の質問は、市だけではなく三セクとかが保有する施設でも可能かということである。つまり施設を保有する提供主体が地方公共団体だけではなく、横の広がりがあり得るのかという質問だろう。

（市川委員）それと同時に、地方公共団体が提供する施設というのは、市や第3セクターが保有する施設のみを指すのか、もしくは民間が保有する施設に対して自治体が



なんらか関与する程度でも良いのか、ということである。

(塚原専門官) 特区の場合については、両方とも認めている。

(檜木参事官) 例えば市が借り上げた民間施設や、賃貸した施設などでも認めているのか。

(塚原専門官) 認めている。企業内転勤も毎年入国者が増えている。平成16年で3,550名が企業内転勤で入国している。

(山田委員) 賃貸でもよいというが、指定の区分けはどのようになっているのか。

(市川委員) 指定という定義が、若干曖昧に感じる。

(塚原専門官) 本来、外国人が入国する際には、入居施設があることが前提である。これらに関しては、特区で認めただけであり、範囲を明確にしなければいけないと感じている。

(山中企画官) ここでいう施設の提供の要件は、企業が地方公共団体との間で、確実にその場所で事業を展開するという見極めをすることである。それが確実にないと在留資格の企業内転勤は与えられない。日本に来てみたものはいいものの、この場所は嫌だということになると困る。

(市川委員) 特区の場合、自治体が関与するはずである。本件についても、あくまで特区の話なのだから、例えば指定の内容を明確にした上で、首長が責任をもてば良いのではないか。

(山中企画官) 提供の場合は、企業と地方公共団体の間で契約文書等の取り交わしが行われる。それを持って確実に「この企業はこの場所で事業を行うものだ」と確認できる。そうすれば入管は確認できるし、場所も確保される。我々の理解では、指定というのは、自治体が一方的に指定するものであり、実際にきたら企業の立地条件が悪いという場合もあり得る。

(市川委員) それは提供の場合も、同じ条件であろう。

(山中企画官) その通りだが、指定の場合は、地方公共団体が民間に一方的に示すだけである。

(市川委員) 指定の場合においても、施設を使って事業を行うという契約や合意文書が取り交わされるようなケースにおいては大丈夫ではないか。

(山中企画官) 現在の提供の内容と同程度の条件が担保できれば検討に値する。そうすれば同じような取り扱いとすることも可能であろう。

(市川委員) つまり、施設を自治体が提供しているかどうかというよりは、その企業がある一定期間、その場所で経済活動を行うことを自治体が担保できるような要件が整えばよいということか。

(山中企画官) その通りである。その前提として施設なりが確保できていればよいということである。

(塚原専門官) 言葉の違いだけであって、実質上は大きく変わりはないのかと思う。あとは民間施設と外国企業と地方公共団体との関係がどのようになるのかということこ

- と。地方自治体が指定はしたが、後は知らない、民間企業と外国企業が勝手にやってくれというのでは困る。外国企業が来てから話を詰めるという話なのか、もしくは事前に話を詰めてまとめておいてからの話なのか。その辺が見えない。
- ( 檜木参事官 ) 実際の運用において、提供の有無などを、法務省はどんな文書でどのように確認しているのか。
- ( 塚原専門官 ) 賃貸契約書などで確認するケースが多い。そうでなければ何らかの確認書などを提出させている。
- ( 檜木参事官 ) 契約書などを提出させており、契約書がベースであるとする、当然ながら、入居者はそこを出てしまう可能性もあり得るわけである。そうすると同じアナロジーであり、論理的な違いは見いだせない。
- ( 山中企画官 ) 企業内転勤については、定まったところに場所を構えて事業展開して欲しいということ。一般的には短期滞在という在留資格があるが、この中に短期商用という目的も含まれている。一般的な外国企業においては、日本で事業活動をしたいという場合は、まずは先遣隊がその資格(短期滞在)で下見をして、開設準備を行い、それが決まった後に来る。
- ( 檜木参事官 ) 通常はそうだろう。今は論理的な話をきている。横浜市が指定した民間施設との賃貸契約であっても変わりはないだろう。
- ( 山中企画官 ) そういう意味では変わりはないが、提供の場合と指定の場合で、指定は一方的である。
- ( 市川委員 ) 提供でも同じだろう。提供するのであるから、一方的であるという意味では変わりはない。指定の在り方と、自治体の関与の在り方が担保できれば、この要件が緩和される可能性はあり得るということか。
- ( 山中企画官 ) その通りだが、そうすると、現在の特区制度でなぜ要望が満たされないのか不思議である。
- ( 檜木参事官 ) 恐らく、提供の場合は横浜市が民間から借りなければならない必要があるのだろう。そうではなく、横浜市は、空いているところを指定するだけで、賃貸借契約なしにやりたいということであろう。
- ( 山中企画官 ) 要するに自治体は関与しないということか。
- ( 塚原専門官 ) 指定した後は、あとは知らないという話なのか。指定された後も関与するのか。
- ( 宮地参事官 ) 提供するという特例の解釈として、今のような解釈ができる可能性があるのか。それとも、きちんと横浜市が借りて提供すればよいという話なのか。
- ( 塚原専門官 ) 先ほど述べたとおり、違いがある。横浜市の関与の在り方の問題か。
- ( 市川委員 ) この件については、論点が明確になったので、横浜市に対して関与の在り方を確認し、もう一度、それが明らかになった時点で、指定の解釈について議論する可能性がある。

(塚原専門官) それと、在留資格をだしたものの、実際に来なかった場合等の条件整理の問題がある。制度のあり方として、在留資格の取消の問題などを含め、さまざまな問題がある。今でも日本語学校の退学者などは学校に義務づけているが、こういう場合はどういう管理をすればよいのか。

(市川委員) 市が指定した施設において、出ていったことを入管に対して報告すればいいのか。

(檜木参事官) 前例に類似する例もある。市などに報告付けの条件などを入れればよい。

(山田委員) 自治体に関わるということはどういうことか。戸籍の管理などは自治体の役割だが、ここでは、どういう意味で関わらなくてはならないということか。

(山中企画官) 通常、自治体は関与しない。特区の場合は、地方自治体が関与して特別な活動を認めるというものである。さきほどの話で自治体に関与しないとなれば特区からは外れてくる議論か。

(市川委員) 自治体の関与のありかたとして、どこまで折り合えるのかという議論である。

(塚原専門官) 地方自治体が責任を持てるかということであり、それがあつた上での特例である。

#### 外国人技術者の在留資格要件の緩和等在留資格要件の緩和

(市川委員) 後に議論する外国人教授の在留資格では「本邦の大学及びそれに準じる機関又は高等専門学校において」と書いており、ここでは大学や高等専門学校をほぼ同列に並べている。それなのに外国人 IT 技術者については大学と専修学校を明確に区別しているのはなぜか。

(塚原専門官) 教授の資格について同列なのは、短大を含めているからだ。いわゆる高専も5年制であるから同列と考えている。専修学校については短大と同等とは見なしていない。

(山田委員) 専修学校は最低2年で、長ければ3年である。

(塚原専門官) 専修学校については、各国で教育制度は異なる。よって、IT の資格については、インドを始め7カ国と、相互認証という形で、一定レベルの資格の合格者については在留資格を認めている。

(山田委員) その資格というのは、大学卒などの学歴は必要ないのか。

(塚原専門官) 必要ない。一定の資格要件を取れば、技術の在留資格が付与される。

(山中企画官) 諸外国の相互認証における日本の試験と同じ水準と判断した場合だけである。その場合、経歴などは要件として不要となっている。

(塚原専門官) 相互認証を行っている具体的な国籍としては、シンガポール、中国、ベトナム、フィリピン、インド、ミャンマー、台湾の7カ国である。技術の在留資格の入国者数は、毎年新規で3,000名ほどいる。企業内転勤における登録者は平成

16 年末で約 11,000 人が在留している。技術は 23,210 人が登録している。合わせれば約 34,000 人前後はいる。それなりの数の技術者が日本に来ている。

(市川委員) 相互認証はどこがしているのか。

(塚原専門官) 経済産業省である。相互認証によって、在留資格要件を緩和している。

(山田委員) 専修学校を卒業すれば、ほとんどが専門士の資格をとれるのか。

(塚原専門官) 様々である。専門士は日本の制度であり、しかも全ての専修学校で取れるわけではない。

(山中企画官) 本提案がどこの国の技術者を想定しているのかはわからないが、資格が相互認証さえなされていれば、在留資格を与えることは可能である。

(滑川室長) 非常にテクニカルな話となるが、大学を卒業するといっても、国によっては、いわゆる学位とは違った形での、大学におけるコースがある。それらはどのように判断するのか。

(塚原専門官) 各国で条件や水準も異なるため、個別に判断せざるを得ない。

(滑川室長) 逆に言えば、専修学校においても個別に判断することは可能なのか。

(塚原専門官) そこら辺の要件は非常に厳しいものである。現実にはまだ認められていない。各国の制度が異なるため、これを全件調べるのは厳しく、時間も掛かる。

(山田委員) 大学は法学や理工学などあるが、ここでいう専修学校卒業生は、大学より専門的知識あるような人を想定していると思われる。

(塚原専門官) 先程から言っているように、それは国によって異なる。

(市川委員) 大学でもレベルは違うが、一応、学位という一定のスタンダードな水準があるものと見なされる。それ以外のケースはスタンダードが無いので認めることはできないという判断だろうか。

(塚原専門官) 専門的知識をどれくらい有しているかどうか一律には判断できない。本件については、IT 関連の相互認証などで緩和しているつもりである。現実には日本への入国者は増えている。

(市川委員) 提案者の地方自治体は、相互認証制度については、知っている上で提案をしているのか。

(大内補佐) 仕組み自体を把握した上で提案しているのかどうかはわからない。事務局としては、ある程度理解はしているものとして対応しているが。

(市川委員) 制度を理解した上でニーズがあるのか、それともこの制度の理解がされていないのか、確認が必要だろう。そこで、理解をした上でのニーズがあるのならば、その線引きを議論しなくてはいけない。

(大内補佐) 提案者が具体的にどのようなイメージの人を想定しているのか。単に外国の専修学校だけでは、抽象的すぎて判断ができない。それらを含めて提案者に確認をしておく。

(檜木参事官) 席を外していて申し訳ないが、インドとは IT 関連の相互認証資格はあるの

か。インドにおいてニーズがあると聞いている。

(塚原専門官) 相互認証の資格は存在する。

(市川委員) 欧米との相互認証がないのは不思議だ。

(塚原専門官) 欧米の場合は、日本に一人で来るよりは、企業内転勤などで来るケースが多いし、学位を持っている人がほとんどである。

(山田委員) 本件については、提案主体に確認後、話を詰めるべきか。

外国人に対する「教授」在留資格要件の緩和

(市川委員) 本件については、現在検討中ということだが、この結論はいつ頃得られる予定なのか。

(山中企画官) 平成 18 年度までに結論を出すこととしている。

(市川委員) もう少し短くならないものか。

(山中企画官) 本件だけではなく、他の専門的な在留資格の部分も併せて検討しているので、それと併せて検討したい。

(宮地参事官) 委員からももう少し早くならないかという要望がある。なぜそこまで時間がかかるのか。

(山中企画官) 本件は、法改正が伴う議論である。そもそも在留期間は永住などを除いて 3 年と法律で定められている。

(山田委員) 結論は来年度ということになるか。そうすれば平成 19 年度に実施となるであろう。

(山中企画官) 緊急に改正する必要性がある議論もあるので、それと一緒に議論する可能性はあるかも知れない。

(檜木参事官) 今問われているのは、特区提案では、研究活動と IT 技術者については、すでに特例となっており、教授のみがなぜダメかということである。なぜ教授だけなのか。その際に特定研究活動で来ればよいという回答だが、提案者は教授の資格に関する特例を求めている。特区は全体としての見直しではない。

(塚原専門官) あまり要望がなかったため、議論もなされなかった。

(市川委員) 特区提案をもって、要望があるということである。これはあくまで特例措置として実施することはできないのだろうか。それをしたら法改正の邪魔になるものか。

(塚原専門官) 他の資格についても言われているのに、なぜ他の資格。

(檜木参事官) いずれにせよ平成 18 年度中に結論ということだから、措置するのは平成 19 年度になる。再来春国会となる。先行的に検討する余地はあると思うが。

(市川委員) ここでは、あくまで特例措置の議論をしている。特例措置として提案がないものは把握できないが、教授については、在留期間の延長のニーズが実際にある。特例の検討の余地はないか。

- (塚原専門官)それを言える時期ではない、他の資格との規制緩和との関係で、特区だけではないため、それらの整合性を取って、それを検討することはできないことはない。今この場で言えるものではない。各省庁との関係もあり、時期はなかなか言えないが。
- (薬師寺委員)教授だけを早めて、全国でやれということではない。あくまで特例措置である。
- (檜木参事官)平成18年度に特例とすれば、全国展開の時期(平成19年度)は恐らく一致する。法改正の議論を抜きにすれば、特に弊害はないというせいりか。
- (市川委員)教授について在留資格を延長することだけを考えて、問題はあるのかという話だ。もちろん他との関連はあるだろうが、それとは別に考えていただきたい。
- (塚原専門官)例えば教授をやめた場合、後の期間どうするか、どのように担保するのかという問題がある。
- (檜木参事官)それはこれまでの特例(研究者やIT技術者など)で、法務省とは相当議論したと考えている。
- (塚原専門官)これまでの特例は、入国者の件数自体、申請者が思ったよりも少ない。その辺が未だ見えていない。3年から5年間への担保はまだなく、検討課題である。
- (山中企画官)提案している主体の「教授」とは、教えることが目的なのだろうか。
- (宮地参事官)資料にも書いてある通り、大学のニーズもあり、研究ではなく、まさに教えるということである。
- (山中企画官)要するに研究事業活動ではできないということなのか。本分が教授と言うことか。
- (市川委員)あくまで特例措置の話である。特例措置としてしっかりと担保ができればよいのだろう。それによって法務省でも認められるということであろう。
- (山田委員)その辺は自治体が責任を持つべきだろう。また、教授なのだから、研究活動も同時に行うだろう。
- (薬師寺委員)特殊な技術については、研究だけではなく、その技術を教えるというだけという場合も大いにあり得る。
- (山田委員)検討してみてください。
- (市川委員)在留資格の件については、3点とも論点の整理はできたと考えている。再度検討していきたい。どうもありがとうございました。

以上

(文責 構造改革特区推進室 速報のため事後修正の可能性あり)